

## 恵那市監査告示第4号

### 令和6年度決算に係る恵那市財産区定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により恵那市財産区の定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和7年11月13日

恵那市監査委員 水野 泰正

恵那市監査委員 服部 紀史

#### 記

- 監査の対象 恵那市中野財産区、恵那市正家財産区、恵那市永田財産区、恵那市久須見財産区、恵那市竹折財産区、恵那市笠置財産区、恵那市中野方財産区、恵那市飯地財産区 以上 8財産区
- 監査の内容 各財産区会計における令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に係る財務に関する事務及び事業の執行状況等
- 監査実施期間 令和7年10月15日（水曜日）午前9時20分から午後3時15分
- 監査の方法 監査は、令和6年度の単位財産区ごとの財務等に関する事務処理の執行状況等について、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、事前に定期監査資料の提出を求め、関係諸帳簿及びその他の書類を照査するとともに、各財産区議長等の同席の下、担当職員からその執行状況等の説明を聴取する方法で実施した。
- 監査の結果 監査の対象である予算の執行及び事務処理は、各財産区とも概ね適正であると認められた。決算書及び歳入歳出事項別明細書に記載内容や状況について確認し、基金を含めた残高については、残高証明書にて確認した結果、適切に事務が行われていた。

なお、以下の点について課題があったので、状況検証等による改善を要望する。

- ① 財産区が所有する公有財産の土地利用は、各財産区において検討され、活用方針が決定されているが、将来的な土地利用方針が定まっていない場合もある。土地の価値が大きく変わる可能性のある土地は、より有効に利活用できるよう契約解除や売却、賃貸に関する条項を明確化するなど、契約条件を整備していただきたい。
- ② 財産区は、その区域が有する財産や公の施設の管理・処分を行うことが主な役割である。財産の処分方法では、財産区住民の福祉増進のためにも充てることができるが、一部では、基金を積み増す一方の財産区が見受けられた。基金を無限に積み増すのではなく、地域福祉への活用を進めるなどして財産を活用し、将来的な市への移管も視野に入れた運営方針を考えていただきたい。
- ③ 最近、金融市場では、利率が上昇傾向にあるにもかかわらず、財産区の資産運用は、低利率のまま据え置かれている事例がある。基金にしておくものについては、複数金融機関との比較や利率交渉、競争入札を導入するなど、その収益性を高めていただきたい。

今後も保有財産の確実な管理と財産区会計の適正な事務処理に務められ、所管課の指導や研修会等を継続的に開催して知識の向上を図りながら円滑な運営に努められたい。